

令和元年度 第2回 山梨県教員育成協議会 議事録

I 日時 : 令和元年11月22日(金) 午前10時～11時10分

II 場所 : 山梨県防災新館402会議室

III 出席者

委員 6人(敬称略)

齊木邦彦(会長)、中村和彦、池田充裕、秋山俊一、古屋武人、山本 剛

事務局 14人

教育監、総務課長、学力向上対策監、義務教育課長、高校教育課長、高校改革・特別支援教育課長、スポーツ健康課長代理、総合教育センター所長、総合教育センター次長、総合教育センター研修指導課長、総合教育センター主幹指導主事、総務課課長補佐、総務課副主査、総務課主事

IV 傍聴者などの数 1名

V 会議概要

1 開会

2 教育次長あいさつ

教員の育成が必要な背景には、ベテランから若手教員への知識や技術などの伝達が困難となった状況がある。また、学校教育がこれまで以上に社会の課題への対応を求められるようになり、教員に様々な指導が求められていることもその背景にある。私たち大人は未来の社会を担う子どもたちを信じて、子どもたちに未来を託しているが、子どもたちは今の大人が予想する未来社会を生きるのではなく、自分たち自身の社会を生きるのだと思う。教員の最も大切な仕事は、子どもたちを励まし、そして今現在の学校生活を充実させることである。前回と同様に、活発な議論をお願いしたい。

3 報告

(1) 第1回山梨教員育成協議会 議事録について

事務局

資料に基づき、第1回山梨教員育成協議会 議事録について概要報告。

(2) 「フォーラム 山梨県で学校の先生になろう！」について

事務局

資料に基づき、台風19号による開催の延期及びフォーラムの詳細について説明。

(3) 令和3年度採用山梨県公立学校教員選考検査における変更点について（口頭）

事務局

令和3年度採用山梨県公立学校教員選考検査における変更点について、口頭にて報告。

4 議事

1 「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」と「やまなし教員等育成指標」との整合性について

事務局

資料に基づき、「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」と「やまなし教員等育成指標」との整合性に係る対応について説明。（質疑なし）

2 初任者研修の弾力的実施について

(1) 初任研の弾力的設定と若手教員の資質向上に向けた育成の充実

事務局

資料に基づき、初任研の弾力的設定と若手教員の資質向上に向けた育成の充実について説明。（質疑なし）

(2) 初任者の背景に応じた個別的対応

事務局

資料に基づき、初任者の背景に応じた個別的対応について説明。

委員

今の(2)のほうの教職大学院に関する事なんですけれども、質問というか、これからこういうことをしたほうがいいのかという意見なんです、教職大学院を今例えば校内研修だったり、多分実習に当たるところだと思うんですが、そこに関しては今連携協力校の先生方の非常に協力をいただきながら、実際の指導は一応教職大学院の専任教員が行っております。ですから今先生がおっしゃったように具体的な内容について、一度きちんとすり合わせをするというか、こういったことを今度弾力化の中で考えているので、こういったことを踏まえて教職大学院でこんな指導をしてほしいということで、一度意見交換というか、そういったものを設けさせていただければありがたいというふうに思っています。

それから下のほうの免除科目に関しては、山梨大学の教職大学院と、例えばですけど、上越教育大の教職大学院では立てている科目が違う。同じ内容、それは必修の内容なので違って、多少違いがあるんですね。その辺をやっぱりちょっと穴埋めをきちんとしなければいけないということです。これまでいわゆるセンターのほうでされていた研修の中身できちんと入っていかないと、こういったことに免除はなかなか難しいと思いますから、ぜひその場を作っていただければありがたいです。よろしくをお願いします。

事務局

はい、よろしくをお願いします。

今おっしゃっていただいたように、今まででしたら本当に初任者の研修と言いますと、校内研修と言いますと本当に拠点校指導員の先生、校内指導員の先生がメインで指導をする、対面で指導する授業等の準備、まとめをするというふうな時間に使うものが基本で、それ以外のプラスアルファの部分は、この300時間以上のプラスアルファの部分になってしまいましたので、それをこんな形で免除というふうな形にさせていただく。この免除の部分について今おっしゃったように大学の先生方ですとか、拠点校指導員、指導員以外の先生方からご指導いただく。それを拠点校指導員、校内指導員の先生方にコーディネートしていただくというような形で考えていますので、今のような話を踏まえてまた検討していきます。

会長

今後よろしく願います。
ほかにいかがでしょうか。

委員

質問なのですが、②の期間採用等経験者の部分なんですが、任期付任用ですとか複数年、あと1年単位での期間採用ですとか、あと時間採用講師ですとか、いろいろ本当にたくさん種類があるかと思うんですけども。それというのは全てを含み込んでということよろしいんですか。それとも任期付任用のみということですか。

事務局

一応期間採用と代替で、直近の5年以内で3年間。3年間も日数が決められていますので、ほぼ常勤に近い形で勤務をされているというふうなことです。

委員

時間講師は含まれないんですか。

事務局

含まないです。

委員

はい、分かりました。

会長

よろしゅうございますか。
ほかにいかがでしょうか。

委員

具体的なイメージで質問をさせていただければと思うんですが。現状例えば、初任者が初任研、校内研修を受けるとする。まあ教科指導が中心でやっていくのが多いのかなと。そうすると、軽減という部分で、例えば弾力的な運用の部分で、ここはこの時間は生徒指導、児童指導の指導に充てたいと

か、あるいは校務分掌に関わる部分の指導に充てるというような捉えでよろしいのでしょうか。

事務局

はい、そうですね。

特に校務分掌ですとか、生徒指導に対しては本当に学校の時期によっても変わります。ただ、やはり初任者はもちろんですが、期採の経験があっても、期採で担任をされている先生も大勢いらっしゃるんですけども、やはりそういう担任の立場や、その置かれた立場の中での指導の仕方についてはサポートが必要だと思いますので、そんな形で対応していただければと思います。あるいはそれ以外にも日頃の悩みを聞いていただくとか、そういうふうなところにも充てていきたいというふうに思います。

委員

もう1点。

期間採用の経験のある先生方、実際に授業力もあったり、もうすでに担任を何年もやってという先生方もいらっしゃる。それからそういう部分では特にその先生、個に応じた初任研を実施していくという部分では非常にいいかなというふうに思います。ただ、個に応じたという部分でいくと、実際に初任者が二人配置されたというような学校においては、個に応じてそれぞれ計画を立てていただくと、立ててもらおうと。その辺を初任者にも了解をしてもらいながら研修計画を立てて実施をしていくということによろしいですか。

事務局

はい。それにつきましては、本当に最初申し上げたようにOJTを充実させることによって、先生方が悩みを解決したりしながら実務経験、事務力を高めていくということを一番の目的にしています。それについては初任者研修の中で、経験を生かしてさらに専門性を高めてもらうための研修体系であるということはきちんと伝えて、おっしゃったような形で指導していただければと思っています。

3 令和2年度「中堅教諭等資質向上研修」計画について

事務局

資料に基づき、令和2年度「中堅教諭等資質向上研修」の計画について説明。(質疑なし)

4 一般研修について

事務局

資料に基づき、一般研修について説明。(質疑なし)

事務局

申し訳ございません。5番にいく前にお願いします。

先ほど来年度の弾力化、初任研の弾力化をご提案させていただいた中で、その内容について再度詰める必要があるというご意見をいただきました。それに関連してなんですけど、特に期間採用経験者の免除に係る部分なんですけども、こちらも期間採用についても校種の違いですとか、校種の問題もあると思いますので、それにつきまして例えば期間採用の時の校種と、それから採用の時の校種の差等についても、また必要に応じて検討していきたいと思いますので、ご意見等いただければありがた

いと思っております。

5 その他

会長

詳細については今後検討していかなければならないということでございます。お含み置きください。では5番の「その他」に戻らせていただきますが、委員の皆様から今日の議題も含め、今後この会議自体がこういうことに力を入れていくべきじゃないか、こういう視点も持つべきじゃないかというふうなご提案、ご意見あるいは感想でも結構ですので、いただけると大変ありがたいと思っております。

委員

全く本日の協議、議事の内容とずれるかもしれませんが、過日新聞報道で教員の働き方改革という部分で、勤務時間に関して、給特法の改正があると。普段時間外をしている場合に、例えば夏休み中、夏期休業中にまとめ取りというようなことを認めると言いますか、そういう運用もできるよというような中身だというふうに把握しているんですが、現状その研修が夏期休業にメインに行われているんですけれども、先生方のまとめ取りと研修のバランスという部分も今後課題になってくるのかなというふうに思っています。

議長

ありがとうございました。
ほかはいかがでしょう。

委員

期間採用経験者の軽減をしていくことはいいなというふうに思うんですが、先ほどこちょっとあったんですけど、違いの大きい人がいた時にはやはり考えてやらないといけないなと。あるいは考えなければいけないなというふうなことをちょっと感じました。

議長

はい、ありがとうございました。
ほかはいかがですか。

委員

私は初任者の関係ですけども、本校は初任者が3人おまして、もう本当に忙しいです。校外研修、それから校内での研修もありますけども、校外研修のためにたくさん学んできたことを資料をまとめて報告を上げてきておりますし、また校内での研修についてもどんなことを学んだか、どういうことをやったかということを報告書で上げてきますけども、前は校内の研修も1回A4、1枚だったものをもう大変だということで、5回分をA4、1枚に書いてくださいということで改善をしたりとかしましたが、夜遅くまで教材を、本校の子どもの実態が教科書を使わない子どもが多いので、教員が子どもの実態や発達段階に応じて自作で教材を作る、個別の指導も集団の指導も同じで、教材を用意して授業を作っております。そこで初任者も教材をいつも時間まで作っていたり、土日でも出勤して作ったりというようなこともあります。時々私も個別に相談、悩みを聞くような時間を作ったりもしてい

ますけども、やはりそういうことで研修等に追われて、なかなか授業の中では本当に先ほどの悩みを解決するとか、OJTの部分で充実させるというところまでなかなかうまく行かないというところが実際ありますので、そういう意味ではそういう時に時間を今度あげることができるということは、とても良いことだなというふうに思っております。これはもういっぺん、例えばセンター研修で特別支援教育のセンター研修を見ますと、特別支援教育の本当に基礎となる部分の研修になるようになっております。特に特別支援学級の新担任研修は6日間実施していただいておりますが、そこで学んだことを今度は各学校で特別支援教育の実際の時数に、実際に指導しているところを、特に本当にOJTだと思っておりますが、そこにどういうふうに生かして反映させて行くかというところの各現場での研修の在り方みたいなのが、そこまでの何か、各特別支援学校ではもう計画されていてできていますが、特に特別支援学級等の先生方の研修ですね、現場での研修の在り方みたいなものがもう少し一歩踏み込んだところで研修等を与えていただけるとありがたいというふうに思っております。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ほかはいかがですか。

委員

ちょっと話が別な話なんですけど。教員の国家資格化というのはかなり進んでいます、その話題がですね。皆さん多分お読みになったかもしれません。日本教育新聞の10月28日付けで一面で結構大きく出ておりますけれども、教大協のほうでそのことの研究グループワーキングを作って、そこである程度のまとめたものを、先だって各国立の教員養成大学教員養成学部ですね、教員養成系の学部のほうにアンケートが来まして、基本は多分その方針で行くと。いつからというのはまだ分からないんですけども。多分ちょっとそういう情報をぜひ先生方に知っておいてもらったほうがいいのかなという気がします。

大きく変わるところは、資格ですから免許がなくなる、免許という考え方しないですね。国家資格になります。ですから4年制大学を出た方は基礎資格ですね。それから短大を出た方は准基礎資格にみたいになって、4年間出たあと、通常の今山梨県で行われている教員採用試験をやるんですが、一つそこで、今教員採用試験は当然各都道府県あるいは政令指定都市の教育委員会独自で行われていますが、その中の一部を多分共通にするんです。それが一つ。

それから4年制を出た方は基本的に、一応その基礎資格を持って2年間実務経験をする。短大の方は4年間実務経験をする。そのあと、そこから6年ないし8年後に国家資格試験を受ける。その国家資格試験を受けて始めて教員の国家資格が得られることになる。

あともう一つは教職大学院修了者は全部免除。終了時に国家資格が与えられる形です。まだちょっともちろんそれで決定なわけではなくて、これから手続きをちゃんと踏んでいくんですけども、もしよければどこかで、この会でお時間を取っていただければ、少し資料を作ってぜひ皆さんに共有をしていただいたほうがいいのかなと思っていますので、またご検討いただければと思います。

議長

ありがとうございます。
ほかはいかがですか。

委員

ちょっと最初質問なんです。先ほど報告のところでは教員採用試験の変更点についてお話しいただいたんですけども。この中で期間採用試験がずいぶん変わって、その期間が早くなったりとか、登録会があるとか、ずいぶん期間採用のやり方がすごく変わったなと思うんですが、その辺どういう意図で変更が今年あったのかお教えいただけますでしょうか。

事務局

期間採用の変更点は非常に幾つもありまして、受けられる方にとっては戸惑う部分があるかなというところで、まず1点は地公法が変わったということで、会計年度任用職員という制度が導入される。それに伴って様々な変更がございますので。あとまだちょっと確定しているわけではない部分もございますので、その辺はお含みいただきたいということなんです。今期間採用という方は1年間の契約ということでご勤務をお願いしているわけですが、その期間採用のところは2つに分かれまして、一つは任期付任用職員ということで、いわゆる育休を取る方、いつまで休みを取りますよという方は任期付ということで、どこまで任用できますということで任期付になりますので、その方は2年であれば2年の契約ということでご勤務をいただくと。それともう1点は、臨時的任用職員。これは今までの期採とほぼ同じようなものでございます。様々な条件についてまだ明確ではないので、任用の形態だけをお伝えしますと2つに分かれます。

あともう1つ。会計年度任用職員というものが、いわゆる多分非常勤に当たる方がその方に当たるだろうと。いわゆる一般の職員よりは権限を付与しないで任用するという形になりますので、制限の掛かった中でご勤務いただくということで、今までは特別職という扱いで、いわゆる教特法とか、この辺の身分に関しての縛りがなかったんですけれども、そのあたりを付けたいということで任用の適正化というところでその制度を作るということでもあります。

その3つ。今は非常勤と期採の2つだったものが3つに分かれる。任期付任用職員と臨時的任用職員と、そして会計年度任用職員、この3つに分かれるということでございます。全員を選考するための日程が取れないので、今年は12月の14、15の2日間、センターをお借りしまして1000人からの選考をするという形で、そのあと給与決定の段階でも全員の履歴を全部出して洗い出しをしますので、ものすごい労力が掛かってですね、任用の条件とか様々なところが大変になってきますので、そういう点でちょっと前倒しをさせていただくということで日程変更があったということです。その辺り制度の設定の段階でそのような変更がございますので、それに応じて今年度はスケジュール的に間に合うようにということで変更があるということでございます。来年度はその辺りをもう少し、まだ制度が全部確定していないんですけれども、任用条件の場合ですね。その辺が確定すればもう少し余裕を持って取り組めるかなということで、今年度は過渡期ということで、受検者には非常に迷惑を掛ける状況になるということは十分承知をしておりますけれども、また学生さんにももしお話しをされる機会があればお伝えいただければというふうに思っております。

委員

ありがとうございます。

やはり学校の現場に出れば子どもたちにとっては同じ教員なので、本採用と期間採用で、これまで試験内容がずいぶん差があるなという印象がありまして、多分期間採用のほうもやはりある程度条件ですとか、試験を行うですとか、やはりもう少しシステム化してもらって、少しでも透明化してもらえるとさらにいいのかなというふうに考えます。

議長

よろしゅうございますか。

では、先生方ほかによろしゅうございますか。

委員

冒頭報告いただいた、説明いただいた新任採用に係わる部分で、採用の部分で一つ質問をさせていただければと思うんですが。

補欠合格者の名簿登載をするというお話がありましたけれども、年度をまたいでの採用というようなことをお考えなのか。例えば学校へ試験はだめだった、名簿は登載されているんだけど期間採用のほうは配置をされたというような先生も増えてくるのかなと。そういう場合に年度をまたいで、例えば補欠で合格しましたよというようなことになると、勤務先が異動してしまうというようなことが起きてくるのかなというふうに思うんですが、その辺り制度的にどんなことをお考えなのか。ちょっともし分かれば。

事務局

新しく作る制度ですので、まだもう少し詳細については詰めさせていただいている段階ですけれども、その任用の期間について、名簿登載の期間ですね、それについても今検討している段階でございます。何れにしても欠員ですとか、辞退者があった時の補欠ということで採るということで、先ほどの異動がということ年度をまたげばということでお話がありましたけれども、何れにしてもその辞退を埋めるですとか、異動についても最終的には学校の状況、子どもたちに一番迷惑が掛からない状況をどうしたらいいかというところが重要になると思いますので、そのようなことがないようにということで制度設計でももう少し詰めさせていただきたいということで、要項が出る近辺になればもう少し明確な状況がお話しできるかなということは思っております。

5 連絡

○今後の日程について

事務局

私のほうから今後の日程と、1点今後の方向、手続き上の手順について説明させていただきます。この育成協議会は毎年3回開いております。本年も第3回を予定しておりますが、昨年度は2月8日金曜日に開催されております。本年も同じような時期に開催を検討いたしますので、また調整のほうをさせていただく時にはご協力をいただきたいと思います。議会の関係もございますので、日程はそれに依るんですけれども、一応ご承知おきをいただきたいと思います。

もう1点ですけども、本日協議いただいた内容につきましては決定ということではございませんで、今後は今日ご意見をいただいた内容をもちまして県のほうで最終的な決裁を取りまして、それぞれ運用に向けて周知を行うという手順を取るようになっております。来年度のことにつきましては、第3回のこの協議会で報告ができる部分につきましては報告させていただくということになります。以上でございます。

○その他

事務局

特になし。

6 閉会